

平成 17 年度 第 3 回 規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 17 年 6 月 13 日 (月) 15:30 ~ 17:06

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、白石真澄、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策各委員、福井秀夫専門委員

(事務局) 林内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、檜木参事官、岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官、丸山企画官

4 . 議事次第

(1) 会議の重点検討事項について

(2) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは、定刻でございますので、平成 17 年度第 3 回目の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日の会議は、12 名の委員及び専門委員に御出席いただく予定でございますが、若干遅れられておられる方がおられます。

本日も前回に引き続きまして、会議の重点検討事項を中心に御審議をいただきたいと思っております。

それでは、議題に入ります前に、7 日に村上大臣とともに「経済財政諮問会議」に出席いたしましたので、その模様につきまして御報告をさせていただきますと思います。

まず「市場化テスト」に関しましては、諮問会議の民間議員から、小泉改革の柱である「官から民へ」「小さくて効率的な政府」を実現する一番の方法は「市場化テスト」であり、最大の課題は平成 18 年度からの本格的導入である。このため「市場化テスト法案」を平成 17 年度中に作成して国会に提出すべきであること。

2 つ目に、官業の徹底した情報開示や実施プロセスを監視するために民間人主体の強力な第三者機関、言わば「産業再生機構」のような組織を設置すべきこと。

3 つ目に、地方自治体での導入が必要である、独立行政法人に対して積極的に適用すべきである、といった力強い発言をまずちょうだいいたしました。

続きまして、村上大臣から、我が国の厳しい財政状況を見ると「小さくて効率的な政府」の実現は待ったなしの課題であり、そのためには「市場化テスト」の導入が極めて有効であること。

2つ目に、先進的な地方自治体においては、既に「市場化テスト」の導入の検討を進めており、国に早期の法整備を求めているところもあるなど、「市場化テスト」は地方自治体でも導入が期待されること。

3つ目に、独立行政法人の業務の効率化・見直しに実効性を持たせる意味においても「市場化テスト」は有効な方法であること。

4つ目に、モデル事業は、現在、多くの事業で入札が実施され、実施主体が決定されるなど順調に進捗しており、本格導入に向けた問題点も明らかになっていること。

5つ目に、以上4点を踏まえると、諮問会議の民間議員の御指摘のとおり、早期の法案策定、第三者機関の設置等の制度整備が重要である。このような御発言がございました。これらの発言を受けまして、私からは当会議のこれまでの議論を踏まえて作成いたしましたお手元の資料「市場化テストの本格的導入による官製市場・官業の抜本的改革」に基づき御報告をいたしました。

まず、「市場化テスト」につきましては、第一に具体的成果を早急に上げるためには早期法制化が不可欠であり、次期通常国会に提出することが必要であること。

次に、法律は、民間参入を阻む規制の改革等の一連のプロセスを内閣主導で実現するものであること。民間議員の御指摘のとおり、徹底した情報開示と実施プロセスの監視等を行う民間人中心の強力な第三者機関の設置が必要であること。これらを説明いたしました。実施対象としては、独立行政法人、特殊法人等の公法人も対象にすること。地方公共団体においても積極的に「市場化テスト」を実施すべきことを申し上げました。

次に、議論に入りまして、まず「市場化テスト」に関しましては「規制改革・民間開放推進会議」の提案は、ボトムライン、すなわち最低限の提案であって是非具体化してほしい。地方では指定管理者制度の実施が既に進んでいるが、国の取組みはまだまだ物足りない。雇用は難しい問題であると、このような発言がございました。

これに対しまして、特に雇用の問題について私から、公務員の転職、出向、配置転換なども含めて、もう少し制度のフレキシビリティが高まればよいということを申し上げました。

竹中大臣からは、制度設計において国の役割が重要であること、雇用の問題については制度のフレキシビリティを高めるための政策に関する議論が必要であること、「市場化テスト」の重要性は諮問会議としても共通の認識が得られたので、骨太2005にしっかり反映する旨のとりまとめがございました。

小泉総理からは「市場化テスト」というより「役所改革」という方がわかりやすい。確かにこれは役所改革になる。どうすれば官も参加して競争になり、勝ち負けに関わらず官が効率化に向けて努力するか、具体例を示してほしい。難しい、難しいというのではなく、どうやったらできるかを考えてほしいというような御発言がございました。

規制改革に関しては、民間議員より、これまでの成果を点検し、道半ばのものや想定された効果を上げていない事項があれば、早急に検討し、重点事項として取り組むべきであ

るとの発言がございました。

具体例として、医療・教育分野に加えて、通信・放送の融合、保育サービスの措置からの脱却、農業委員会や農協の抜本的見直しが挙げられたほか、中医協の改革の重要性が指摘されました。

村上大臣からは更に、中医協、混合診療の解禁について、合意内容が確実に実施され、改革の実が上がるように注視していきたいとの御発言がございました。

これを受けまして、私からは、配付資料の最後のページに基づきまして、中医協改革、混合診療の厳格な監視とともに、電子カルテ、レセプト、教育バウチャーや教員免許制度、農協改革・農業委員会等、以前から問題提起がなされながら進捗が遅れている事項について深掘りを徹底する。

2つ目に、分野横断的なテーマとして、育児バウチャー、放送と通信の融合、外国人労働に関する制度の一元化といった新たな制度の枠組みの検討を進める。

3つ目に、これら当会議の検討は、夏前に中間とりまとめという形で論点を整理し、改革の方向性、具体的改革事項、実施期限等を明確にする旨を申し上げてまいりました。

これに対しまして、放送と通信の融合について、これは当然の流れだが、実現する上では著作権法などの知的所有権の問題があるとの指摘がございました。

私からは、コンテンツについては御指摘のようないろいろな問題があるが、やはり技術が先行しており、制度が追いついていないということがあるので、そういった問題意識を持って検討を進めたいと申し上げました。

竹中大臣からは、著作権法の問題もあることから、このことを知的財産戦略本部にも伝え、協力していきたい。是非議論をしていきたいとのとりまとめがございました。

以上が先日の諮問会議の様でございます。詳細につきましては、お手元に配付してございます諮問会議の議事要旨をごらんください。結論といたしましては、「市場化テスト」も個別の規制改革事項についても異論は出されず、諮問会議から強い御支持をいただいたと考えております。

当会議としては、これも受けまして、中間とりまとめに向けた議論を早急に進めてまいらなければならないかと存じます。

なお、諮問会議の議論にございました骨太 2005 につきましては、後ほど、事務局から御報告いただくことにいたします。

以上が先日 6 月 7 日に、「経済財政諮問会議」に出席してまいりました際の議論の概要でございます。

それでは、本日の審議に入らせていただきます。

前回、重点検討事項の候補について御議論いただきました。今回はただいま申し上げましたとおり、7月の中間とりまとめを念頭に置いていただきまして、各ワーキンググループの検討状況、重点的に取り上げる事項、改革の方向性などにつきまして、御報告をいただきたいと思っております。

報告は、お手元の資料「規制改革・民間開放推進会議の重点検討課題」に沿って、今申し上げました点について、できるだけ具体的にお願いしたいと思います。

主査が御欠席の場合は、今回も事務局よりお願いすることとし、一通り御報告いただきました後に意見交換を行うことにしたいと思います。

なお、お手元の資料のうち「『市場化テストWG』の当面の検討スケジュール（案）」につきましては、「市場化テスト」の今後の進め方に関する内部資料という性格もございますので、この部分につきましては非公表ということにしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

御報告の順番は「市場化テスト」「官業の民間開放の推進」「規制の見直し基準の策定等」「少子化」「生活・ビジネスインフラ競争促進」「外国人労働」「医療分野」「教育分野」「農業・土地住宅分野」という形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず、横断的な制度整備ということで、「1 市場化テスト」の推進につきまして、主査の八代委員からお願いいたします。

八代総括主査 資料2の「重点検討課題」の最初のページでございますが、今、宮内議長の方から御説明がありましたように、「市場化テスト」の推進という形で諮問会議の「骨太の方針」にできる限り盛り込むべく調整が行われている最中でございます。

ここでの2つのポイントというのは、まず「市場化テスト法案（仮称）」を平成17年度中に策定し、国会に提出する。この時期を明記するということが最重点事項ということで考えております。

それから「市場化テスト法」が民間提案を勸案した官業を対象に、官民が対等の競争入札を行うことを法的に担保するための手段として、関連する規制の改革や競争条件の均一化措置を含めて、一連のプロセスを内閣主導で実現する法制度とすること。

これは、いわゆる「通則法」と言っておりますが、構造改革特区法もまさしくそうなっているわけですが、内閣において「市場化テスト」を実現するために必要な各省の法改正を一体的に行うと、ここをどれだけ明確化できるかというのが1つのポイントでございます。

また、官業の徹底した情報開示と実施プロセスの監視等を行う民間人を中心とした第三者機関というのを設置するわけで、具体的にどういう第三者機関になるのかということ、今、ワーキンググループ等で検討しております。

そのほかにも地方自治体においても独自の「市場化テスト」の導入を進めるために、それを妨げている国の法令の改正等を行うということ。それから、独立行政法人の業務についても、今、別の組織で中期目標の議論が行われておりますけれども、見直し期間の終了時における評価等との連携を含めて、評価が終わったものから順次「市場化テスト」の導入を積極的に進めるという形で、言わば「市場化テスト」というものを独立行政法人の見直しとリンクさせて考えるということをやっております。それから、現在進行中のモデル事業につきまして、ハローワーク、それから社会保険庁、行刑施設等について具体

的な入札のプロセスというものについてもフォローしております。

お手元にもう一つ非公表の取扱資料として「『市場化テストWG』の当面の検討スケジュール（案）」というのがありますが、幾つかの分科会に分かれまして、メンバーは大して変わらないんですが、こういう法的枠組みの問題、それから対象事業の選定の問題、それからモデル事業のフォローに大きく分けまして、順次、進行しております。

以上でございます。

宮内議長 続きまして、官業の民間開放の推進、鈴木主査と原委員。

鈴木議長代理 それでは、お手元の2ページですが、「官業の民間開放の更なる推進」。

前回詳細に御説明しましたので簡単に申し上げますが、国が直接実施している事務・事業、それから独立行政法人の行っている事務・事業、更に行政代行人が行っている事務・事業、それに対して昨年もやりましたが、民間でできるものは官は行わないという原則で、民営化あるいは民間委託等の民間開放を促進するということです。

手法としては、去年に引き続き、所管省庁、当該法人からのヒアリングなどで検討を進めてまいりたいと思っております。

当面「市場化テスト」ワーキンググループとも連携し、給付・徴収、施設管理、検査・検定、研修等に関わる事務・事業を中心に検討を進め、あじさい提案があった事業についても追加的に検討を進める考えであります。

また、対象法人の類型としては、国が直接行う事務・事業のほか、独立行政法人が実施する研修・講習、施設運営等に関する業務や平成17年度中に見直しを行う行政代行人、二十幾つあったのですが、それに対して焦点を当てて検討を進めるという考え方です。

次のページの3ページの「3 規制の見直し基準の策定等」ですが、通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制や制定後一定の期間が経過した規制について、本日から省庁ヒアリングを始めておりますが、具体的な事例に当たって、その効力や見直し時期についての検証を行うということです。

更に、RIA、規制影響分析についての試行的な実施状況を注視しつつ、総務省と連携して考えていくつもりです。

内容はそういうことで、法令という場合には、法律、政省令ということになるわけですが、それらに書かれているのは極めて抽象的な根拠だけです。

そして、その実施の場面は通達、行政指導あるいは最近ではガイドラインという形式のものでやられており、現実を取り仕切るのとは何かというと、通達あるいはガイドライン段階で初めて決まるということです。皆さんも御経験だと思えますけれども、規制緩和をやってありますと、法律の規制を撤廃するというのが本筋なのですが、そうではなくて末端における通達だとか、しかも場合によっては、それは課長通達だとか、ひどい場合には課長補佐通達だなんていうのも、しかも口頭だなんていうのまである。それらが幅を効かせている、それが現実を支配しているというか、現実の問題を処理するときのファイナルな基準になっているというのは、日本の行政の特徴ですが、そののこのところに対して、その

在り方をできるだけ具体的な例をもって見直して、あるべき行政の基準は何だということをはっきりさせていきたいと考えております。

規制の周期等の問題あるいは見直しの時期という問題についても検討を重ねたいと思います。

それから、総務省において、もう既に実施しております、各省との間で連携してやっておりますが、R I A、規制影響分析というのを試行的にやっている段階ですが、これを試行的なものから制度的なものに今年で高めていきたいという目標で取りかかっております。

以上です。

原さん、何かありましたら。

原委員 通知・通達行政の見直しというところを今回取り上げて、今朝からヒアリングに入ったんですけれども、大変たくさんの通知・通達、ガイドライン、告示というものがありまして、どの事例を分析事例として持ってくるかによってもちょっと出口が違ってくるかなと思っておりまして、皆様の間でも、是非こういうものを取り上げていただきたいというのがあれば、お寄せいただければ審議の参考にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

宮内議長 ありがとうございました。それでは、横断的重点検討分野の少子化、白石主査お願いいたします。

白石委員 それでは、少子化分野について方向性を御報告させていただきたいと思えます。

今日、お示しをいただきました骨太の方針 2005 の中にも、次世代の育成ということで少子化対策について環境整備の推進に官民挙げて取り組むということを明記していただいております、非常に心強い気持ちでございます。

少子化ワーキングで検討していく方向性としては大きく2つでございます。

1つは、仕事と家庭のバランスが取れる多様な働き方の実現でございます。

2つ目は、利用者に対する直接補助方式の導入によって、多様な保育サービスを選択できる環境を整備するということでございます。

1つ目の育児と両立可能な多様な働き方を推進する労働環境の整備では、今、男女ともにもう少し多様に働きたいというニーズが高まっておりますけれども、現実では、それが困難な状況が多いようでございます。

育児休業もスウェーデンなどに比べて、日本は期間も短く取っている割合も非常に少ないということでございます。

ここで、先日、経団連の方とヒアリングをさせていただきまして、いろいろ企業のお考えになっていることなども承りました。企業の実情を踏まえながら、男女を問わず育児と就業の継続が両立可能な働き方を推進するために、そこにお示したような項目について検討を進めてまいりたいと思えます。

具体的には、今、紹介予定派遣以外で労働者派遣をする場合に、事前面接は禁止されているわけですが、これがかえって働く側にとって自分が望むような企業に行けないとか、妊娠、出産を理由に、解雇に関してはやってはいけないということが定められているわけですが、配置転換に関しては定められていないと。こういうことについても検討してまいりたいと思います。

2点目は、5ページ目にお示ししました利用者に対する直接補助方式の導入で、多様な保育サービスを選択できるようにするというところでございます。

今から7年前に児童福祉法が改正されまして、保育は形式的には措置から委託費方式というようなことがなされているわけですが、相変わらず待機児童が多く、選べる状況にはございません。

また、別途の問題として、機関補助である限り民間が参入しにくいと、補助率の違いによって公設公営の保育園はうまく運営できるけれども、新たに参入できる民間保育はなかなか運営が難しいといったこともございまして、数が増えていきません。

機関補助から利用者に直接補助する、直接契約方式を取ることによって、官から民の流れを進めて、民間が保育サービスに参入しやすい、なおかつ競争条件を同一化することによって、民が参入しやすい環境をつくってまいりたいと思います。

その1つの手段として、ここにお示ししました育児保険、これは仮称でございますけれども、それを含めた検討をしまして、その際には、先般の会議で御指摘がございましたように、ばらまきにならない、より国民のニーズに合致するような現物サービスの給付が行われるといったことに配慮してまいりたいと思います。

具体的な検討項目に関しては、そこにお示ししたとおりでございます。

以上でございます。

宮内議長 「2 生活・ビジネスインフラの競争促進」。鈴木議長代理、それから長瀬企画官お願いします。

鈴木議長代理 それでは、7ページを見ていただきまして「通信と放送の融合に対応した競争環境等の整備」。

さっき宮内議長からもお話がありまして「経済財政諮問会議」でも議論になったと承っておりますけれども、先般も御説明しましたが、インターネットが急速に発展しており、CATVも非常に伸びているわけです。携帯電話も大きく伸びております。こういう状況で、何年か前には、あまり考えられなかった通信と放送との間の違い、バリア、障壁といえますか、ものが違うと思われていたものが、これが現在では同じインフラをベースとしてやられております。

トリプルプレーヤーとか、クアトロプレーヤーという言葉があるようですが、トリプルプレーヤーというのは、CATVとインターネットとIP電話、それからクアトロというのは、それに携帯電話が加わるのですが、これらが1つのハードの中で行われていくという時代になっているわけです。したがって、コンテンツの問題、先ほど著作権の問題があ

るという話が出ましたが、この著作権の扱いが、従来放送に関わる著作権の保護と、通信に関わるものとは少し違った体系でやられているというところに問題があるわけですが、ここら辺の問題をどう解決するのかということを加味して、そして放送と通信が、同じようなインフラをベースとして、同じように行われる時代に即応したシステムの管理体系はどうあるべきか、この視点でながめていきたいと考えております。

次の危険物保安関連規制ですが、石油化学コンビナートについては長らく重複規制だという議論がされてきたわけですが、前回も申し上げましたが、重複規制という意味も当然ありますが、むしろ高圧ガス機器とボイラー、これは高圧ではありますが、いわゆる高圧よりも圧力が低いものですが、このうちの高圧ガスの方が自主検査になっているのに対して、ボイラーの方がそうではなくて官庁検査になっているというところに問題があると思っておりますので、そこら辺の合理性を中心としてこれから検討を進めていき、改善の方向を探りたいと思っております。

次の環境関連の規制ですが、循環型社会においては、資源の循環の促進が不可欠であることは言うまでもないわけです。現在の廃棄物処理法は廃棄物の適正処理とか、特に不法投棄の未然防止を重視する余りに、廃棄物をしゃくし定規にとらえた上で、廃棄物の収集または運搬処分に関して厳しい規制を課しております。そうすることによって、煩雑な手続である上に、再資源化を妨げているという点が指摘されるわけですので、この問題に関しては、無価値あるいは逆有価値であっても可能なものはできるだけ使えるように、それを廃棄物ではなくリサイクルとして使えるようにということを、単に理屈を言うだけ、あるいはそういうあらまほしき方向を示すだけではなくて、できるだけ多くの事例に当たって、こういうものはこうすべきだというような視点で捉えてみたいと思っております。先般も申し上げましたが、例えば木くずからバイオマスをつくって発電ができるということであるならば、木くずを廃棄物として一律に扱うのではないようにするにはどのように現行法制を変えていくのかと、この視点で取組みたいと考えております。

以上です。

宮内議長 長瀬さんどうぞ。

長瀬企画官 神田主査分について御報告します。資料は6ページになります。

1つ目は「金融サービス（投資）法制の横断化」でございますが、これは資本市場分野を横断的にカバーできる消費者保護法制、あるいは市場ルールの整備の問題でございます。

先般も御報告しましたとおり、金融審でも議論をしていただいておりますが、それをフォローしておりますが、まさに今後具体的な制度設計の中身が論点になってまいりたいと思っております。

ワーキンググループにおきまして、委員の先生方の御意見のすり合わせを行いまして、当会議としての論点整理を急ぎたいと思っております。

2番目「独占禁止法違反行為への厳正、迅速な対応」でございますが、これは公正取

引委員会による法的措置の客観性と透明性の確保の問題でございます。

これまで取られました法的措置につきましては、事例整理あるいはこれまでの議論の整理が必要と考えておりますが、これにつきましても委員の皆様ともう少し意見交換、問題意識のすり合わせを行いまして、具体的な論点整理を急いで、指摘すべきは指摘したいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、次に外国人労働、安居主査をお願いします。

安居委員 ページでまいりますと、9ページから11ページまでで4つの項目がございます。

これ以外に、前回もちょっと御説明しましたが、中長期的な全体の体制を検討したいということで、今、その両立で進めようとしています。

この中身については、前回御説明したのと全く同じでございます。その後の状況を申し上げますと、まず1番目の「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」。これについては、法務省の方で、ICの在留カードをつくらうというような動きが出てきております。

2番目の「専門的・技術的分野の外国人の移入・在留の促進」。これについては現在90日ということなんですけれども、半年から3年ぐらいの長期出張ビザというのを考えようじゃないかという動きが法務省で出てきているようでございまして、この辺で少しずつ進んでいくのではないかと考えております。

10ページの3番目と4番目は、まだ動きはございません。

全体的な話につきましては、前回、内閣府の担当の方ともいろいろワーキンググループで御相談したんですけれども、やはり法務省といろいろお話をしながら全体を進めた方がいいんじゃないかということで、林審議官にもいろいろお世話になりまして、16日に入国管理局長さんとお話をさせていただくということになっております。

その中で、今の全体を検討するということについて、御相談するということと、今、申し上げました4つの項目についても、若干前向きに動き出しておりますので、それをフォローしていくということで進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、医療分野を鈴木議長代理からお願いします。

鈴木議長代理 医療につきましても、前回御説明しましたが、第1番目には「保険者機能の充実・強化」という問題です。保険者機能の強化というのは、2001年のときに力を入れた項目の1つですが、必ずしもファンクションしていないという実態があります。保険者による直接の審査・支払いの問題、あるいは保険者による病院等々との直接契約の問題といい、なかなか進んでいません。

何に原因があるのか。それは実はわかっているわけですが、そこら辺の条件の緩和がないと、実際にファンクションし、それを何とか解きほぐしていきたいと考えているわけがあります。

また同時に、保険者機能の中には、保険者というものは、患者のエージェントということなのですが、エージェントというものは何だということを考えると、患者の医療費支払の管理などをするエージェントという機能に加え、患者に対してよきヘルスケアを提供して支援する、そういうのが保険者の機能ではないのかということも視点に置き、そういう意味での保険者機能の充実という問題も考えてみたいと思っています。

言い換えますと、被保険者のディジーズマネジメントなどの視点で取り組む問題です。そういう問題と、先ほど申し上げました直接契約における契約条件、あるいはレセプト審査の同意条件などをと合わせて、保険者機能とは何だということを再度検討して、ふさわしい体制を考えていきたいと思っております。

それから「患者の選択を尊重した医療機関・診療情報の開示促進」ですが、広告の自由化は、ある程度進んでおり、これは当然のことですが、我々が求めているのは広告の自由化ではなく、医療機関は、すべからくある種類の情報を開示する義務があるのだという考え方に立って進めていきたいと考えております。

あわせて、広告につきましては、現在はポジティブリストで、これとこれは広告してよいとなっているわけですが、しかし、ネガティブリスト化して、広告の自由化を一層進めていきたいと考えております。

次は「医療のIT化の加速化」ですが、医療のIT化は、繰り返して恐縮ですが、入口中の入口の問題だということで、かなり力を注いできたわけですが、それなりの進歩があったのか、余り進歩していないというべきか、後者の方かもしれないと言わざるを得ないのが残念なのですけれども。

去年はレセプトの電子化について、年度を定めて目標達成を示し、それを閣議決定しています。

電子化というのは、フロッピーディスクなどで持ってくるのも含むわけですが、そうではなくてオンラインでやりとりをするのが基本です。その原則化ということもうたっておりますが、何年までに何%達成あるいはオンライン化が原則だなどということを何度繰り返しても一歩も進みません。

したがって、今年度は、こういうやり方でやって、確かに何年度までに何%オンラインにする、そういう具体策までに踏み込もうと考えております。

カルテにつきましては、レセプトに比べて若干難しい問題がありますが、基本的にはカルテについても同じ思想で、具体策を示して、数値目標に確実に到達するという線を打ち出したいと考えております。

それから、医療材料の内外価格差の問題ですが、2001年のときにも問題になりましたが、その後、依然それほど是正されていないという点がありますので、速やかに是正のための

措置を講じていきたい。

そのためには何を考えるべきかということは下に書いてあります。我が国の流通構造の問題もありますでしょうし、あるいは承認・審査体制というものもありますでしょうし、あるいは価格算定ルールという点もありますでしょう、そんな点を加えて、内外価格差の是正は2回目の取組みになりますが、実効性が今度は出るようにしていきたいと思っております。

次は、中央医療協議会の見直し。先ほど、議長が御説明なさいましたので、それに尽きると考えておりますが、現在、有識者会議で鋭意審議がされているところですので、その審議について来週、有識者会議とのお話も承って、それで議論をさせていただきたいと思っております。

我々の方が考えているのは、医療政策を考えるものと、点数の割り振りをするもの、政策と点数の割り振りは、機能分化をしましょうというのが第1点。

第2点としては、中立性を高めるためには、委員構成を考え直すとともに、更に委員が団体の代表であって、そこで取り合いをするというシステムが正しいのだろうか、これがポイントになると思います。

したがって、公益委員の数の問題、あるいは団体推薦制をどうするのが課題だと思います。お医者さんがなってもよろしいです、保険者の方がなってもよろしいです。けれども、それは何々団体の利害を代表するものとして出てこないでもらいたい、いってみたら、全員が公益委員だという仕組みが大切だと思います。そこで決められたことに対して、皆さんはそれに従っていただく。つかみ取り合戦をする話ではないのではないかと。こちら辺がポイントになってこようかと思っておりますので、そこら辺の議論を有識者会議の方ともさせていただきたいと考えております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。次に教育分野、草刈主査お願いいたします。

草刈総括主査 これはこの前のものとほとんど変わっていませんので、中身はちょっと省略しますが、教員の問題、それから学校選択の自由、3つ目が多様な教育主体の参入促進、ここまでを優先的にまず3つやろうと。

それに続いて、地方と現場への権限委譲とそれによる教育の活性化。5番目が学校に関する情報開示と評価という問題がありますので、この2つはその後フォローするという大枠でやっていこうと思っております。

現在、いろんな有識者や、学校の教育現場におられる方のヒアリングを精力的にやっておりますが、ところが成果をあげている方のお話は聞きやすい一方で、現に苦勞をされている方のお話は聞きにくい。過去に問題を抱えていたが改善傾向にあると、そういう人のお話をもう少しお聞きして、その後、文科省とのすり合わせと、少しインパクトのあるイベント的なものを、この6月、7月でやっていこうと。そんなようなことを、今、計画中ということで進めております。以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは最後に農業・土地住宅分野、黒川、南場両主査からお願いいたします。

南場委員 それでは、農業分野について私から御説明いたします。

前回の会議で申し上げましたとおり、我が国の農業の活性化と競争力の強化に向けて、最大の問題として2つとらえています。

1つは、農地の問題です。これは、真の担い手と言われる、意欲と能力のあるへの農地の集約を加速させるための仕組みづくりと、あるいは、それを阻害している要因を取り除いていくということで、どういったことが効果的なのかという検証が進んでおります。

もう一つの論点が、農協の在り方です。こちらも前回御説明しましたように、農業の活性化、競争力強化ということに、農協の現在のあり方が、どうもプラスになっていない面が多いのではないかとということです。

具体的には、生産資機材や、農産物の流通の経済事業が農業経営のコスト低減につながっていないのではないかと、あるいはマーケットニーズに合った農産物販売につながっていないのではないかとという点です。また、農協は自主的な組織なわけですが、実態として農協の競争相手がなかなか育ってこないという状況などにも着目しております。

作業の状況としては、専門委員の先生方が決まりまして、ようやくトップギアに入ってきたところですので。ヒアリングは農業に参入して実際に成果を上げている株式会社ですとか、あるいは農協の経済事業に当たる部分を担う競合や、農家が集まって自主的に出荷組合をつくって農協よりもよいサービスを提供しているようなところへのヒアリング、更に農家へのヒアリングなどを行っております。

それと同時に、実際に問題だ問題だと言っても、どの程度問題なのかということをつアクトバックにしてまとめるという作業も進んでおります。

農業の部分については以上です。

黒川委員 土地住宅分野での重点項目は用途地域内の建築物の用途制限の話でして、これは今年の3月に追加答申された項目になっておりまして、このテーマについては国交省の方でもこの分野について検討会を設けてくださることになって検討が始まっています。

我々の方は、とりわけ建築基準法の12の用途地域の中に、それぞれの地域に、つまり建てていいもの、悪いものの建物の制限が個別に書き込まれている別表というのがあるんですけども、これについて余りにも現実離れしているので、時代に合った形につくり直してほしいという要請をしております、それについて相互に議論しながらいいものにしていこうということがテーマになっております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいままでの御報告に関しまして、御自由に意見交換をさせていただきたいと思っております。御発言のある方はどうぞ。

福井専門委員 何点が申し上げます。4ページの少子化のところなんですが、下の3つがちょっと気になります。一番下の雇用機会均等法の禁止規定見直しと、配置転換に關す

る事業主の配慮義務の労働契約法制化、育児休業取得の柔軟化等です。ちょっと心配なのは、一種の雇用者と労働者との間の言わば労働契約の中身に関して、一種の強行規定化したメニューの単純化といえますか、規制を強化する方向の見直しをせよということのように見えるんです。

そうしますと、これは雇用者と労働者との間の雇用時点で、出産適齢期の女性の方を雇うことは事前に不利だということがわかるという一種のシグナルを与えることになる。そうすると、何が起こるかということ、雇用の段階で、育児休暇等を取りそうな、あるいは配置転換等で配慮しないとけなさそうな人を雇うことを回避するという一種の歪みが必ず起きます。その点を雇用者と労働者の問題で解決するのは基本的に無理があると思います。

これは、前にも前身組織等で議論があった借家法の議論などと同じで、借家人を保護しようと思って借家権を強めると、結局保護されて後でトラブルになりそうな借家人を事前に入れないようにするという回避行動が起きていました。これと平行でして、そういうことを起こさないような手当が必要ではないかと思います。

契約関係に対する強行規定による介入は、余りうまい結果をもたらさないだろうということ非常に心配します。

もし少子化という観点で、こういうことが重要であるとしたら、雇用者に、言わば不利益を承知の上で一定の負担を押し付けるとか、行政指導をするというよりも、それが何らかの外部性があるのであれば、国がそこに援助をする、外部性に着目した支援をするなど、国の負担で何かをするというのはわかるんですけども、要するに国側のコストゼロで、雇用者に何か負担をかぶせるとするのは、別の形のもっと陰にこもった回避行動につながることを非常に心配いたします。

次の5ページも同じような観点ですが、少子化対策というのが、もし根源的な政策の目標であるとする、例えば保育との関連での少子化対策としての意味からは、言わば預けなくても子どもを生んだであろう世帯に対する補助は、結局埋没費用です。だから、一種女性に対する、あるいは世帯に対する、とにかく子どもを生み育てること自体が目標、ないしは何らかの低所得者に対する子育て支援というのならともかく、少子化という観点に着目すると、放って置いても子どもを生んだであろう世帯に対してお金を出しても全く政策効果がないわけです。逆に言えば、預けなければ生めなかったであろう人に重点を置かないと少子化対策との因果関係が大分遠くなってしまうということを心配します。

白石委員 お答えした方がよろしいでしょうか。

宮内議長 福井専門委員、まだ幾つかございますか。

福井専門委員 ほかの論点では幾つかあります。

宮内議長 では、白石委員どうぞ。

白石委員 御心配に関する御提案ありがとうございます。

私が考えますに、陰にこもった回避行動は、こういう法制化がない場合でも実際に現在行われているわけでございます。十分こういう実態はあるということなんです。

今回、国が次世代育成の中で、例えば代替要員を雇ったときに対するコストというのは、もう既に支払うことが明確になっております。企業規模に応じて50万、60万ないし、国は企業に対して支援をスタートしているということです。

こういう法制化、強行な策を取ると、コストとみなされる女性を雇わないのではないかとこの考え方は、ある種正解でございますけれども、それは一面的なとらえ方にすぎないのではないかとというのが私の考えでございます。

これから労働の需給関係が逼迫してきますと、女性活用ということはどの企業にとっても命題の1つで、それはコストというのは男性が休む場合でも女性が休む場合でも同等に発生するわけです。ですから、女性イコールコストというみなし方は一面的な見方にすぎないのではないかと思います。

もう一点は、法律を定めるということは、最低限の基準を定めることであって、現在でもそれを上回るような措置をやっているところというのはたくさんあるわけです。こういう全くガイドラインがなかったところをきちんと明確にしていきたいと思います。それにプラスアルファしていく企業というのは、たくさん出ていくような気がしますので、こういうことを定めたからといって、コストである女性をより採らないような方向に働くということだけではないという気がいたします。

2点目は、預けなくても子どもを生んだ層と、要するにこういう手当を講じなければ子どもを生まない層ということに対して、施策をきちんと分けられればいいわけですが、そこをどういうふうに施策の対象として選別化していくというのは極めて難しいことではないかと思います。

ここは福井先生、どういうふうに施策のターゲットとして、まず政策を打つ前提として見分ける手立てがとおりになると思われますでしょうか。

福井専門委員 後者の方は比較的簡単ですが、基本的に市場価格で値づけするというのが最適な政策だと思います。

前者の点ですが、要するに女性で出産適齢期の方を雇うと不利になるということは、これは公式には明言はしませんが、雇用者の多くの方はあちこちで言っていることです。特に、機会均等法ができてからです。差別はまずいことだという点は全く私は同感ですが、そのまずいことを避けるために、解消の義務づけをすると、もっと上手に回避するようになるというパラドックスがどうしてもある。目的は同じなんですけれども、回避をさせないようにするのであれば、企業に対する義務づけというのが本当にうまいやり方かどうかということです。

実際に戦力になる女性で、ものすごく有能で、出産休暇をとったとしても、それでも生産性の高い人というのは、多分放って置いても引く手あまたなわけです。例えば、白石先生とかです。

そういうことを前提として、だけど一般的に、シグナル理論では、女性はいろんな人がいるわけですが、個別の情報がわからない限り総体として判断される傾向がある。それこ

そバリバリ子どもができて働くし、将来的にちゃんと雇用主に貢献してくれそうだと
いうことがはっきりしている人はいいんですけれども、一般的に言えば、出産休暇をとって
直後に辞める方も結構いらっしゃるわけで、そうすると企業としては投資効果が悪いと考
えてしまう。総じて言えば、女性の一定年代層なり、一定の家庭環境の方を雇うことが不
利だということは、暗黙の了解事項になってしまいかねない。そうすると、有能なあるい
は働く意思のある女性まで差別されてしまうという情報の非対称があるわけです。

とすると、それを回避するのは、できるだけそういう情報をまめに開示させる、ないし
は知らせる努力を奨励することでできるだけ差別化ができるようにするという政策です。

やはり一定のシグナルがある以上、当人たちの意思を尊重して、例えば働く意思のある
方をちゃんと救えるようにすることを奨励するというのが王道と思うんです。

南場委員 その点に関しては、前日も申し上げましたが、例えば配置転換に関する事業
主の配慮義務の法制化などは、私どものような中小企業では大変に困る部分が出てきか
ないと感じています。

例えば、広報担当は、当社などの規模ですと2名も3名も置けません。基本1人で行い
ます。そこで仮に有能な若い女性が広報をやっていたとします。それが数か月間いなくな
るとなると、暫定的なリプレースではなくて、それがわかった時点から広報を担うに足る
ような人材の採用を考えていくわけです。

それで戻ってきたときに、ではまたリプレースというわけにはなかなかいかないのが現
実です。全くもって法制度の内容によるわけなんです、対象とする企業の規模ですとか、
体力によっては非常に大きな負担になりかねないというところは、前回指摘させていただ
いたとおりです。

ですから、福井先生がおっしゃることもよくわかるわけです。私個人としても会社とし
ても女性を応援したいという気持ちは非常に強く持っているわけなんです、企業として
の実態、規模に応じてはそういったところもあることを十分に配慮していただきたい、な
るべく法律でがちがちにされたくないなというのが企業の側の意見であります。ほかにも
経営者の方がいらっしゃると思いますけれども、申し上げました。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 基本的に私もそれは同意見でありまして、逆に言えば、どこまであれ
ば配慮したことになるか、ならないかという基準自体が、今、全くないわけです。これは
決して強行規定ということを意図しているのではなくて、まさにこういう配慮義務の具
体的な内容を明確化させるための1つガイドラインを作るといような意図であります。

それから、福井先生が言われることは非常によくわかるんですけれども、しかし労働市
場というのは、労使間に情報の非対称性等、一種の「市場の欠陥」があるわけで、それを
労働組合等がある程度是正しているわけなんですけれども、こういう問題について、実は労働
組合の役割に限界がある面もある。そういう意味では、私の理解では一種の外部不経済の
ような市場の歪みが生じているから、それを是正するために一定の政府の介入は必要であ

るということです。

これは一種の環境保護規制に近いものであって、仮に、環境規制を強化したら、ますます隠れてごみを捨てるという考え方は当然あるわけですが、そこはやはりそれをさせないような各企業に対して共通のガイドラインをつくることで、規制を守っている企業が競争で不利にならないようにするという考え方とある意味で同じです。その意味ではそんなに言っていることは変わらないと思いますが、今、解雇についてのみ規制があって、それ以外のものは全くないという規制のアンバランスな状況のものをもう少しスムーズにしようということでもあります。

あとの少子化対策の費用については、今の少子化対策自体が実はバイアスを持っていて、保育所に預けるときは、例えば30万、40万の費用をかけて、0歳児から2歳児の方を預けるけれども、逆に家庭で保育すると、一切補助しないというイコール・フットイングになっていない状態があって、ある意味で過剰に保育所に預けるインセンティブが起きてしまっている。それを是正するために、保育所に預ける方の自己負担率をある程度、上げると同時に、在宅保育についても一定の補助をするという形で、言わば少子化対策の整合性を図るというのが一つの意図であるわけです。

福井専門委員 前者の外部性の話ですが、外部性の対処策で規制は、いわば最後の手段ですね。基本的にはできるだけ経済的インセンティブを使うとか、ソフトなものを使って、当事者の契約行為に介入するのは、最後の最後の手段である、というのは公共政策の基本セオリーだと思うんです。

そうだとすれば、やはりこの種のことでは、社会全体が利益を受けるわけですから、社会全体が利益を受ける内容を、特定すべきであるのに、零細、中小事業者も含めた特定雇用者に負担してもらうということ自体が外部性の内部化としてそもそも無理がある。起きるべきでないと思えることはできても、ゆがみが起きるのは当たり前で、例えば零細事業者の唯一の従業員が出産休暇を1年、2年とるとということだと、現実的には雇用者は途方もない負担を強いられることになるわけです。

やはり、それは雇用者の努力にゆだねるのではだめで、国の政策でやるべきだとするのが規制改革会議の使命ではないでしょうか。

八代総括主査 これはいわばセカンドベストの問題であり、既に規制はあるわけなんです。その規制を全部取っ払って全く自由にすると考えるか、今ある規制をきちんと整合的にするということがバイアスをなくすかという判断です。今ある規制を全部取っ払えというのはかなり無理で望ましくもない。その意味ではセカンドベスト的に、今ある規制の穴といいますか、それを埋めるような形で全般的にフラットなものにしていこうという考え方でもあるわけです。

福井専門委員 でも今ある規制について合理的なものは残す、そうではないものは改革するというのが規制改革会議の使命なわけですから、今ある規制自体が合理的かどうかという議論があるとしても、もっと合理的でない規制のメニューを増やすということは明ら

かに市場をゆがめる方向に行くことは間違いないわけで、単純にイコール・フットイング、メニューの平準化ということで正当化するのは非常に困難だと思います。

八代総括主査 ただ、あらゆる雇用機会の均等化政策というのは、元々、労働市場の自由契約に対する介入なわけです。しかし、例えば米国では派遣労働とかに対する、個別の規制をなくす代わりに、徹底した雇用機会の均等法で最後のセーフティーネットを張るとというのが1つの考え方であります。要するに労働市場で何らかの規制をすると、必ず経営者はそれを避けようとするからかえって悪くなるというのは、ちょっといかがなものかと考えます。

福井専門委員 いや、そうじゃないと思います。要するに、今ある雇用機会均等法は結構なんです。これは、雇用機会均等を確保するために、どれぐらい特定個別事業者ないし雇用者に負担を強いるべきかという議論です。それは基本的にはそうじゃないやりの方が望ましいというのが、政府として政策を促進するときに、むしろ一定のコンセンサスが得られやすい方向じゃないでしょうか。

それから、もし今、解雇についてメニューだけあるとしても、それをもっと広げて強化するのが正しい規制改革なのかどうかという非常に根本的な問題に関わると思います。

八代総括主査 妊娠出産を理由にして解雇してはいけないというのは、これを元に戻せというのは、やや暴論だと思いますけれども。

福井専門委員 いえ、そんなことは言っていないです。要するに不利益な取扱いは際限なくありうるわけです。それを雇用者の負担として広げるべきかどうかということです。妊娠出産休暇取得が不利にならないように、雇用者に何らかの支援をするなどというのはわかります。でも、雇用者の責任でとにかく全部負担をひっかぶれという方向で広げるのは、ゆがんでいると思います。

八代総括主査 だから、労働基準法自体がすべて雇用主の責任で労働者の保護をしているわけで、そこは別に同じことなんです。

福井専門委員 今の労働基準法が雇用者だけの責任でやっていることについては、従来、雇用のワーキング等でも解雇規制が余りにも硬直的ではないかというような議論があったわけで、そういう流れからすると、契約当事者の一方に強いるのか、公共的な問題として公共的に負担して関与していくのかというのは、やはり目的は同じでも効果に大きな違いがあると思うわけです。

八代総括主査 解雇規制も決してなくせと言っているのではなくて、合理的な解雇規制に変えると我々は言っているわけで、これも同じであって、合理的な雇用機会均等法であるためには、それはやはり特定のものだけ厳しく規制して、ほかのものは放置するのではなくて、やはり合理性のあるものに変えていこうということで、決して全般的な規制の強化を意図しているわけではないわけです。

宮内議長 どうぞ。

本田委員 八代先生、福井先生の御指摘のポイントは理解できます。女性の労働者であ

り、母親でもあり、会社の管理職であるという立場から一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。企業における女性が占める割合では、課長職で1.3%、部長職で0.3%でしたが、その程度しかなく、雇用において女性に十分な機会が与えられていないわけです。

そういった中で、更に女性の就労の幅を狭めかねないようなことを入れるということが最終的に少子化に対してどれくらいプラスに効いてくるのか、是非ご検討いただければと思います。

産前、産後の休暇は、日本は諸外国に比べて長いです。それに加えて1年間の育児休業ということを見ると、下手をすると1年半ぐらい、その方が休まれることもあるわけです。その間、そのポジションをずっと取っておくというのは、普通に考えれば非常に難しいことだと思います。それも、国から補助がない中、雇用者が、とあるポジションの確保をやらなければいけなくなったときに、先ほどの南場委員のお話ではないですけども、やはり女性の就労に対して非常にマイナスな話になる可能性があるのではないのでしょうか。であればやはり結婚をするということさえ、会社に対してどう受け取られるかを考える女性もでてくるのではないかと、私は非常に憂慮しております。そういう話につながらないとも限らないということだけ御理解の上で御検討いただければ幸いです。

八代総括主査 少なくとも、そういう御指摘されていることは、当然私は理解しているつもりであって、何も女性の就業機会を狭めるためにやるという意図は全くないのです。むしろ雇用機会を広げるためにやっているわけで、なぜ管理職の1.3%しかいないかといったら、企業が雇ってくれないということよりも、就業を継続できないことが大きい。育児休業だって7割の人がとっています、その前に7割の人が辞めている。だから、実際には3割の7割、すなわち全体の2割しか活用していないわけなんです。それは、やはり就業後の働き方について今でも既にかなり不利益があるわけで、それを是正することがやはり女性の管理職を増やすための必要な手段だということです。これは、このワーキンググループが勝手に考えているのではなくて、ある意味で政府の一つのコンセンサスになっていると私は理解しております。

福井専門委員 そうですか。それはそうではないのではないですか。雇用機会を均等にするということは、当然政府の方針として国策だと思えますけれども、それをだれの負担でやるべきかというのは、これはまさに規制そのもののあり方の問題ですね。契約行為に対する規制ですから、私は本田さんがおっしゃったことは非常によくわかるんです。要するに、雇われなければ昇進のしようもないわけですから、もし非常に重い義務が課される類型が女性の中でできたとしたら、次から、言わば管理職昇進予備軍としての職員を、そういう人を想定して雇うかどうかということに影響を与えないはずがないですね。

八代総括主査 それは雇用需要の弾力性の大きさにも依存します。それから先ほどの御心配なんです、育児休業後は、必ず元の仕事に戻せなんていう硬直的なことは夢にも考えていないわけで、当然それは、今、南場さんがおっしゃったように、育児休業中にほか

の人がそのポストに就けば、当然そのポストには戻れない。ただ、戻れないからといって、例えばとんでもないところに配置してはいけないという非常にリーズナブルな配慮義務ということを考えているわけです。

福井専門委員 これは雇用者にやらせる義務なのか、政府としてやっていく施策なのかというのは、入口からして違うわけです。雇用者に対する義務をどんどん過重していく方向ということ自体がベクトルで言えば本来の改革のあり方と逆向きに作用する可能性が論理的にあるわけです。かなり多くの労働経済の専門家は、そういう発想を既にしていますね。

八代総括主査 ですから、それは十二分に言われるまでもなくわかっているわけです。

福井専門委員 契約に対して介入ということ的前提にしてスタートしてどんどん進めていくということは、やはりそもそも方向が逆を向いていると思うんですけれど。

八代総括主査 だから強化ではなくて、平準化ということで考えているわけなんです。

福井専門委員 それは無理があると思います。

宮内議長 この件につきましては、更にまだ議論ができるんじゃないかと思います。大変貴重なお話を聞かせていただきました。その他の件で、ちょっと御議論をいただければと思うんですけれども。

福井専門委員 ちょっと似たような感じがするので、8ページの再資源化のところですが、これは無価物や逆有償でも再資源化をすべきだという義務づけがなされるということなんでしょうか。これも市場的な処理からすると、逆向きのエンジンをかけることにもなるように思うんですけれども、大丈夫なんでしょうか。

無価物、逆有償でも再資源化を促進するというのは、値打ちがないものでも義務づけるということにつながるんでしょうか。

林内閣審議官 今のは、廃棄物法上は有価物だけ再資源化するということになっているわけです。

例えば、木くずなんかは無価物だから、山で木のくずが出たものはリサイクルという発想の対象外。それはおかしいじゃないかと。

したがって、定義をかえなくていいか。規制を強化するということではないです。

田中室長 無価物であると途端に環境規制がかかって、自由に処分ができない。

福井専門委員 再資源化が抑止されている。それを対象に載せるということですか。

田中室長 そういうことです。

福井専門委員 そういうことでしたら、了解しました。

宮内議長 原委員どうぞ。

原委員 私自身が関わっている金融と競争のところ、まだワーキングが1回も開かれずに、今度の水曜日が初めてということなので、そこでも検討したいと思うんですが、ちょっと修文的な話なんですが、6ページの金融サービス法制の横断化は、勿論、今、金融審で検討を進めているんですが「検討の方向性・具体的施策」のところ「金融商品の販

売・勧誘については」と書かれています。販売・勧誘の場面だけではなくて、契約締結後についても検討を進めていますので、ここは等という言葉を入れていただきたいと思えます。多分これで整合性は取れると思えますので、お願いしたいと思えます。

それから、独占禁止法については前回もお話を申し上げたので、幾らか配慮していただいたように思っているんですが「検討の方向性・具体的施策」の一番最後の行のところですが「事業者の事業活動を過度に萎縮させることにしないためにも」というのは、ちょっと私としては感触が違ふという感じがしてありまして、事業者の事業活動が市場で適正に行われるためにも必要な事柄であるというのが、正しい理解というんでしょうか、正しい書きぶりのように思えますので検討していただけたらと思えます。

それから、ちょっと感想めいたことなんですが、少子化については私もちょっとワーキングに参画しているようなところもありまして、私自身も子どもを育てながらずっと働いてきました。

そういう中から見ますと、やはり私の友人なんかでも、本当にやむを得ずやめていった人たちというのが多いですね。やはりそれは今も7割辞めているという状況にあると思ひまして、やはり意欲とか働きたいという気持ちを持っている女性に、是非就労し続けるという環境を整備していただきたいと思ひております。

ですから、今日は非常にいろんな御意見が出ましたけれども、少子化対策のためにも、女性が働き続けるためにもいい方策があれば、是非提案していただきたいと考えております。

以上です。

宮内議長 どうぞ。

草刈総括主査 少子化ばかりの話になって申し訳ないんですけども、要するに少子化は何で困るんですかというのは、多分2つあると思ひます。

1つは、やはり将来の日本を背負うべき子孫が育つような、要するに人口を減らさないために、やはりきちんとした子どもをたくさん生めるような体制づくりをしましょうと。これは今、白石さんが御説明したとおりです。

もう一つ困るのは、言うまでもなく労働人口が減少するということでしょう。そうすると、今、生んでも二十歳ぐらいまで20年間、もう5年目ぐらいから10年先には少子化が強烈に出てくるという状況ですから、そういう意味では労働人口はものすごく減りますね。

そうすると、労働人口が減った分を、勿論ITだとか、いろんな効率化でカバーできる部分もあるけれども、やはりいろんな意味での労働人口を確保してあげる。そのときの対策というのを考えるというのが少子化対策のもう一つの柱だろうと思ひているんです。

そこで、高齢者の活用が言われるが、体力的な制約は否定しがたい。他に、外国人の問題で安居さんがやっておられるのもあるけれども、今、手元にあるのに眠っている分子というのは何かというと、やはり女性になってしまうんです。

さっき原さんが言われたように、何で辞めてしまうのか。それを辞めさせないような魅

力ある世界をつくらなければいけないんだけど、一部の例を除いて大半の企業は女性を長いスパンの労働力としてうまく活用していこうという意欲が非常に欠けていると思っているんです。

それをやらなければ損だと思っているんだけど、現実に転がしていこうとすると、ものすごくみんなだめなんです。例えばさっき本田さんが言われたように、1%、2%のマネジメントしかないわけでしょう。そんなものある程度競争したらいいと思いますよ、福井さんの話と逆になってしまうけれども。つまり、インセンティブを与えないからちょっと苦しいと辞めてしまうんですね。そういう部分がものすごくあるじゃないの。だから、子どもを生むというための条件整備と環境整備、これは根本的に大事だけれども、労働市場の中で、どういうふうにやってそれをカバーしていくかという部分の検討の中で女性の問題というのは当然出てくるので、そこのところは少子化ワーキンググループの中で議論しなくていいのかなという感じがするんです。

宮内議長 志太委員どうぞ。

志太委員 ばかにされて終わるというのは、私もいつもそうなんですけれども。今のお話の中でちょっと出ますが、高齢者は余り重い物は持てないとかありますけれども、その能力は高いものがあります。しかも、健康な方がたいへん多い。実際、高齢者2,500万人のうち2,000万人ぐらいは健康でじゅうぶん動ける。寝たきりの方は500万人、つまり8割の高齢者は元気なんです。

ですから、1日8時間働くのは無理かもしれないけれども、1日に4時間働くとか、あるいは隔日、隔週で働くとか、いろんなやり方があると思うんです。少子化対策の中で、元気な高齢者にもっと働いてもらったかどうか、という議論があってもよいのではないかな。高齢者の体力、健康状態にあった仕組みを作り、もっと働く機会を増やすことを考えていただきたい。私なんかまだ、まだ元気ですよ。でも、年齢的にはもう要らんよという話になるわけなんです(笑)。ですから、そういうことをもう少し考えていただいて、高齢者を広く活用することを、ご検討いただくとよいと思うんです。

以上です。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。

八代総括主査 一言だけ、草刈会長が言われた点で、ちょっと気をつけなければいけないのは、女性が働かないと日本が困るからこういう少子化対策が必要なんだというか、その観点からだけで議論すると誤解を生んでつまらない批判を浴びると思います。

私は、少子化の問題点は、それ自体が今の日本経済の抱えている構造的なひずみの一つの表われにすぎないわけで、ほかにもこういう問題は数多く出てくるわけです。その構造的な問題というのは、草刈会長がおっしゃったように、女性を活用しないことを前提とした働き方が、企業にビルトインされているわけで、それはいずれにしても維持できないのですけれども、それをなかなか変えようとしなさい。これは労働組合も経営者の多くもそうではないか。それを言わば変えさせるための一つの引き金として最低限必要な規制は要る

のではないかと。現在の労働市場がパーフェクトな市場であれば、福井さんのおっしゃるとおり規制は邪魔なだけなんです。もともとが不完全な市場だから、言わば不完全な市場を相殺するためのセカンドベストとして最小限の規制が要ると、そこが多分考え方の違いではないかと思えます。

福井専門委員 それは違うと思うんです。一言だけ申し上げますが、不完全な市場であって、しかも情報の非対称があるわけです。要するに辞めてしまう女性と戦略になる女性と区分できないから、総じて言えば大数の法則で全般に不利な扱いを受けている。これは何とかしないといけないというのが情報の非対称対策のセオリーですが、基本的なセオリーは、だから規制するというのは非常にまずいやり方であり、情報の非対称を解決するような、区別のシグナルなり、徴表なりをできるだけ豊かにしていくというのが、王道の政策のはずです。

八代総括主査 それをやっているんです。

福井専門委員 それを完全に明らかにするのは難しい。保険でもそうですけれども。だとすると残されたやり方というのは、企業に負担を転嫁するのではなくて、政府がやるということです。基本的に契約の規制が合理的だという論拠は、いかなる意味でも情報の非対称について成り立たないと思えます。

八代総括主査 企業に対していわば個人の情報を集める努力を強制することが目的です。

福井専門委員 契約の規制ではないはず。情報を豊かにすることは契約内容に介入するということとは全く独立だと思います。

八代総括主査 そう単純な問題な問題ではないと思うんですが、また WG で詳しく議論します。

福井専門委員 複雑か単純かではなくて、これは経済理論の問題だと思いますが。

宮内議長 これは引き続きおやりいただきたいと思えます。あとは御意見はございませんでしょうか。

それでは、途中ですが、特区の有識者会議の様子につきまして、八代委員から御紹介いただければと思うんですけれども。

八代総括主査 お手元に「重点検討項目」としか書いていない紙がございますが、これが今、特区の有識者会議で検討している過去の特区の復活要求提案であります。

ここに来るまで、実は 1,000 以上の項目がありまして、その中から今の数え方で 18 項目を選んだわけですが、その基準としては、特区をつくるための規制の特例措置の要望というものの内容とか、目的の明確性があるかどうか。それから、規制自体がかなりの程度まで明らかに非合理的なものであって、公開討論等に耐えられるものか。

それから、これが仮に特例措置が認められれば、かなり大きな波及効果というか、多くの特区提案が出るだろうというようなものを選んだつもりであります。

個別の説明は省略いたしますが、例えば地方自治体を言わば子ども扱いにして、県には課していないのに市町村にだけ課しているような基本構想策定義務のものであるとか、あ

るいはクレジットカードの活用であるとか、また、在留資格要件の緩和というのは、こちらの外国人ワーキンググループとも関連いたします。それから病院は認められていて、診療所には認められていない規制であるとか、あと派遣の問題がかなり多いわけですが、この規制改革会議でも昔、議論しあったことですが、なぜ医療関係の派遣はだめなのかとか、あと士業についての派遣はなぜだめなのかというようなものは、個別にいろいろ規制理由も違いますが、今、画一的に禁止されているので、こういうものについてこれから8月末ぐらいまでを目途に集中的に各省と議論して、できるだけ多くのものを特区として実現したいと考えているわけでございます。個別に御関心のものがあれば、また事務局ベースでお尋ねいただければと思います。それから、分野によっては、この会議の委員の方も是非御協力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

宮内議長 ただいまお聞きのように、秋の本部決定に向けて、各省庁提案者等からのヒアリングを更に行った後、各省庁との調整に入るということでございます。当然のことながら、当会議の関心事項と重なる部分もございますので、必要に応じてできるだけ協力してまいりたいと存じます。

それでは、時間でございますので、本日の議論をとりまとめたいと存じます。重点検討課題の絞り込みが進んでまいりました。この時期でございますので、一旦これらを当会議の重点検討事項として、対外的に公表することにしたいと考えております。

また、各ワーキングにおかれましては、本日の議論も踏まえまして、更に検討事項を具体化し、中間とりまとめに向けて作業を進めていただきたいと思います。

その際、先ほど御説明申し上げました諮問会議でも議論のありましたとおり、大きな課題についての改革の方向性及び個別の具体的改革事項と、その実施期限をとりまとめる必要がございます。

そのため、ワーキンググループごとに重要事項について担当省庁との公開討論を実施し、反対の論拠と、論点の明確化を早急に行っていただきたいと思います。

実は、昨年の進み具合、それから前身の総合規制改革会議等の現在までの進み具合を少し比べてみますと、昨年は6月に公開討論を非常に多くやったと、その前の総合規制改革会議では、3月、4月、ほとんど毎週のように公開討論等をやっていたということで、この時期、極めて活発に、反対、賛成、いわゆる論点をはっきりするというので対外活動を行っていたわけであります。けれども、本年に入りまして、そういう意味では極めて内部の討議に時間が取られて、対外的な動きが遅れています。公開討論は対外的な動きだけではございません。そのほかの活動、例えば昨年も一昨年もございましたけれども、この時期にある程度総理と話し合いをいたしまして、総理の方向性というようなことも確認してきましたが、こういったことも遅れております。

そういう意味で、公開討論をワーキンググループでやっていただくというのが本筋かと思っておりますけれども、昨年、それから前身の会議のときには、実は当会議のメンバー全員を、去年の場合は、官製市場・民間開放委員会という名前に変えまして、そのままやったとい

うこともございますし、その前身のときにアクションプラン実行ワーキンググループということで、全員でやったというような形でワーキンググループを進めてまいりました。

どういう形であろうと、進め方は考えられると思いますので、7月に入りますと、まとめないといけない、非常に重要な時期でございます。当会議の対外活動というものが活発化していないのではないかと見られる危険性も少しあるんじゃないかと。あるいは、とりまとめができるのかなという若干の心配もあろうかと思えます。

そういう意味で、各担当部門につきまして、当該省庁との公開討論等を含めまして具体的な折衝を是非進めていただきたい。そして、反対の論拠、論点の明確化ということをはっきりさせるということが、現在、我々のやることではないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

当推進会議全体といたしましても、中間とりまとめに関する議論が進みませんと、本当にとりまとまらないということになると大変でございます。よろしくお願ひしたいと思えます。若干焦りを感じているということでございますので、申し上げさせていただきたいと思えます。

それでは、最後ではございますが、冒頭に申し上げました骨太 2005 につきまして、事務局から御報告をちょうだいしたいと思えます。

どうぞ。

安居委員 今回の公開、非公開の問題なんですけれども、前に進み出したときに、あまりまた公開というと、かえってやりにくいときもございまして、それはお任せいただけると思っております。よろしゅうございましてでしょうか。

宮内議長 実際に、本日の重点検討事項ということで決めていただいた、これが我々の方向性できっちりまとまると、黙っていてもまとまると、あるいは別に新聞にたくさん載せていただく必要もないわけで、きっちりまとまるという方向性が出るのであれば、それはひょっとしたら一番ベストかもわからない。

しかし、まとまらないということになりますと、何でまとまらないんだとなります。従来は意見の違うところはどこなんだということをはっきりさせて、少し大きな議論に巻き込んでいかないと動かなかったことが多いわけですから、各省庁と方向性ではお話しいただいた方向に行く、大丈夫だということであれば、お任せさせていただきたいと思えます。大丈夫でない場合は、是非ワーキンググループでできるだけのことをお考えいただく、だめであれば当会議全部で何らかの形で当たるということをやっていく必要があるかと思えますので、そういうことでお考えいただければと思えます。

よろしゅうございませうか。

それでは、骨太を岩佐さんお願ひします。

岩佐企画官 それでは、基本方針 2005 の素案と書いてある資料をごらんください。中身を簡単に御説明させていただきます。

1 ページめくっていただきますと、目次がございます。

中身は4章に分かれておりまして、第1章「日本経済の現状と今後の課題」。これは総論でございます。

第2章は3つの改革ということで、資金の流れ、仕事の流れ、人と組織ということの改革ということでございます。

第3章が「『新しい躍動の時代』に向けて」ということで、財政構造改革、少子高齢化、グローバル化といったようなことについて取り組むということでございます。

第4章が「当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方」ということで、この中に規制改革民間開放、金融システム改革ということが盛り込まれているわけでございます。

これについての全体の規制改革関連事項の盛り込みでございますが、今ありました4章のところの規制改革民間開放の部分については、総論ですとか、官業の民間開放といったことは書いておりますが、それ以外の個別事項のところについては、各パーツの個別の部分に盛り込みがされているというようなことでございます。

具体的には「市場化テスト」でございますと、第2章の2.のところの「(2)市場化テストの本格的導入による官業の徹底的な民間開放」ということございまして、それ以外にも人と組織のところ「市場化テスト」の関連の記述、例えば行革とか、人件費改革のところがございます。

第3章について言いますと「(1)持続的な社会保障制度の構築」の部分に社会保障改革とか、中医協改革、それから次世代育成のところ少子化対策、教育改革ということが盛り込まれておりまして「3.グローバル化を乗り切るための取組」のところ外国人、それから(2)のグローバル戦略に農業といったような形で盛り込まれております。

3ページの「(2)金融システム改革」のところには、投資サービス法といったようなものが盛り込まれているところでございます。

では、中身を簡単に見ていただこうと思います。

9ページ目でございますが、ここが「市場化テスト」の本格的導入による官業の徹底的な民間開放ということでございますが、これは7日の諮問会議を経て公表された資料でございます。この段階では(P)になっております。

これは、7日の議長の御説明等も踏まえまして、案文調整中という部分でございます。

10ページ目でございますが「3.人と組織を変える」の「(1)国・地方の徹底した行政改革」のところの下辺りに「市場化テストによる民間への業務開放」といった記述がございます。

11ページでございますが「(2)公務員の総人件費改革」というところでございます。

これのちょっと下辺りにも退職者の補充に関連しまして「市場化テスト」、民間委託の活用といったような記述がございます。

第3章の部分に入りますけれども、14ページでございます。

ここは「(1)持続的な社会保障制度の構築」というところでございますが、この下の方に「社会保険庁改革」ということで、②の辺りに「具体的には、市場テストの実施等」

云々ということでの記述が入っております。

15 ページでございますが「中医協改革」については、有識者会議の議論を踏まえて以下の改革を行うということで①、②、③といったような記述でございます。

15 ページの下の方、これは少子化対策ということで、働き方とか、そういったことについての総論的な記述がございます。

16 ページでございます。これは「教育改革」ということで義務教育等も含めました教育改革について書かれているところでございます。

その下の方にあります「(1) 人間力の強化」といったようなくだりがございまして、ここはまだ入っておりませんが、真ん中の④の辺り、全体が(P)になっておりますが、これに海外人材の活用とか、入国後の実態についてチェックする仕組みの検討などを入れる方向で調整中ということでございます。

18 ページでございますが、これは「(2) グローバル戦略の強化」の中に、④のところに農業の記述がございまして、具体的には別表1ということで、24 ページ辺りに具体的な中身がございまして、農業委員会の機能の適正化、それから農協改革などが盛り込まれているところでございます。

最後に19 ページでございますけれども、これは「(1) 規制改革・民間開放」ということで、これは総論的なものですから、官業民間開放が別表に入っております。

「(2) 金融システム改革」につきましては、投資サービス法的なものが別表に入っております。そういうようなことでございまして、現状はこういった盛り込みがされておるところでございます。

また、本日この後諮問会議で審議がなされまして、また案文が公表されますので、また委員の先生方にはお届けをさせていただきたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、今後、与党等の調整を経まして、今月の下旬のとりまとめに向けて調整をしているという段階だと聞いております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。ただいまの御報告にございますように、今後閣議決定されます骨太方針2005におきましては、「市場化テスト」、規制改革がちりばめられているといえますか、改革の重要な柱としてしっかりと記述されているということでございます。

当会議としてもこれを受けて具体的な成果を上げなければならないということでございますので、先ほど申し上げましたように、皆様方の御協力をお願い申し上げたいと思えます。

それでは、本日の審議はこれで終わりたいと思えますが、次回につきましては、来週の6月20日午後18時から19時に開催する予定でございます。

内容につきましては、昨年度末の大臣合意に基づき設置されました「中医協の在り方に関する有識者会議」の大森座長より、同有識者会議の検討状況につきまして御報告をいた

だくと、これを中心に予定しております。詳細につきましては、事務局より御連絡がございます。

以上でございます。この会議の終わりました後で、いつものとおり記者会見をいたします。

「『市場化テストWG』の当面の検討スケジュール(案)」につきましては非公表ということでお取扱いをよろしくお願い申し上げたいと思います。

あとは事務局から特にございませんか。

田中室長　　ございません。

宮内議長　　それでは、以上をもちまして終わらせていただきます。ありがとうございます。